



青少年健全育成条例の改正案について問う

今回、提案された改正案は、6月に否決された旧案への都議会民主党の指摘を受け、大幅に改められました。それでも懸念される問題点について、吉田康一郎は、会派の代表質問、総務委員会での各委員の質疑との連携の下、一般質問の場で質しました。

吉田 本条例について、知事は表現の自由の規制ではなく販売規制であると発言しているが、同種の条例に関する最高裁判例では、条例の規制は表現の自由の制限を伴うものであるとした上で、必要限度の範囲内において販売規制が認められるとしている。

倉田青少年・治安対策本部長 本条例と同様の岐阜県青少年保護育成条例に関する平成元年の最高裁判決では、条例の規定は憲法の保障する表現の自由にかかわるものと述べた上で、違憲ではないとしている。青少年への販売等の規制は、表現の自由の派生原理として導かれる、青少年の知る自由を制限するものと指摘し、描き手の創作の自由や出版の自由の制限に当たるとは述べていない。

吉田 改正案7条2項で新設される基準は、現行7条の三基準「性的感情を刺激、残虐性を助長、自殺または犯罪を誘発」に包含されているのではないのか。

倉田本部長 改正案による基準に該当する漫画等は、必ずしも読み手の性的感情を刺激する度合いが高いとは限らず、また、残虐性を具体的に助長する程度が高いとは限らず、また、具体的に犯罪を実行し得るまで犯罪を誘発する程度が高いとは限らない。従って、新たな基準が必要である。

吉田 条文中の不当な誇張とは何を指すのか。

倉田本部長 「不当に誇張」とは、漫画等において当然に伴う誇張的な描写、いわゆるデフォルメの程度を指すのではなく、7条2項に規定する行為を青少年から見て抵抗感を弱めるように描写していることを指す。

吉田 刑罰法規の中には、13歳未満、18歳未満など年齢が適用の要件となっているものがあるが、現実の人間でない作品内の登場人物の年齢をどのように判断す

るのか。判断に行政の恣意性が入り、歯止めなく対象が拡大するとの懸念が指摘されている。

倉田本部長 服装、所持品、学年、背景その他の年齢を客観的に推定させる事項の描写から判断するものとする。図書の指定には、自主規制関係団体の意見を聴取した上で、青少年健全育成審議会に諮問し、その結果を踏まえて都が指定するという慎重な手続を経る。

吉田 過去の日本や諸外国では、現在の日本の法令と異なる範囲での性交や婚姻等が認められている。今回の改正が、このような制度、慣習や文化、宗教等、特定の価値観を否定するものであってはならない。

また、SFなど架空の世界の表現等について、設定自体が反社会的であるとして規制するなど、創作者の想像力や創造性を否定するものであってはならない。

倉田本部長 過去の制度、慣習や諸外国の文化等として性交等の場面を描いた作品が、直ちに対象となる訳ではない。また、SFやファンタジー作品等における架空の設定や、そこにおける描写自体を否定しようとするものではない。

吉田 青少年健全育成審議会において図書類の指定を適正に審議するためには、一定の時間をかけ内容を吟味する必要がある。現在は、当日諮問図書が配布され審査するが、今回、新たな基準を追加するに当たり、審議会の開催前に諮問図書を配布し、内容の検討の時間を確保する等、運用も適切に変更する必要がある。

倉田本部長 委員の方々のご意見も伺いながら、諮問図書の事前配布の検討も含め、審議に必要な時間を十分に確保するようにしていく。

質疑の全文は吉田康一郎ホームページに掲載しています。
<http://k-yoshida.jp/index.html>

ご意見欄 吉田康一郎へのメッセージやご意見等、お寄せ下さい。⇒ FAX : 03-5345-5444、mail : voice@k-yoshida.jp

お名前	ご住所	お電話
-----	-----	-----

吉田康一郎の役職・所属 【委員会】 財政委員会副委員長 【審議会】 青少年問題協議会、東京都交響楽団評議員会 【会派】 環境政策調査会、都市政策調査会、医療政策調査会、交通政策調査会、築地市場再整備PT、行政改革PT、がん対策PT、犯罪被害者支援PTなど 【議員連盟】 都議会拉致議連(幹事)、防災都市づくり推進計画・促進議連、防衛議連、花粉症対策推進議連、党日台友好議連など。

【吉田康一郎事務所】
 中野区新井1-1-16-202
 電話 03-5345-5443
 FAX 03-5345-5444
 Eメール voice@k-yoshida.jp
 HP <http://www.k-yoshida.jp/>

都議会レポート

発行 都議会民主党政策調査会
 所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
 電話 03-5320-7230 FAX 03-5388-1784

都議会
 民主党

やるべきことがある!!

東京都議会議員

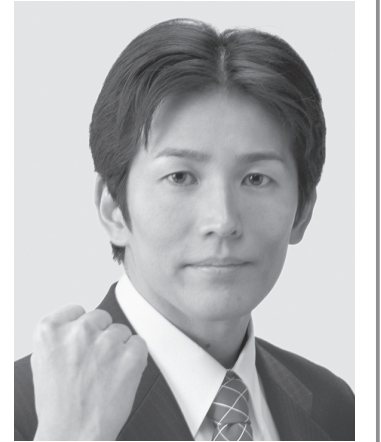
吉田康一郎

新年明けましておめでとうございます

皆様には、お健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は、皆様より暖かいご指導ご支援を賜り、誠に有難うございました。昨年一年間の民主党政権の政権運営につきましては、皆様から厳しいお叱りを頂きました。お叱りを真摯に心に刻み、日本の安全と国民の生活を守り、将来に期待を持てる政治を実現するべく、毅然として声を上げて参ります。都議会では、吉田康一郎は、財政委員会副委員長に就任致しました。

都財政は、平成23年度も厳しい状況が続くと見込まれますが、都議会第一党の一員として、経済の活性化、医療と福祉の再建、子育て支援、治安・防災対策、教育の再生、活力あるまちづくり、地球環境対策など、都政の重要課題に全力で取り組み、地元中野の皆様のお声をしっかりと反映させるよう努め、北朝鮮の日本人拉致問題をはじめ、我が国が直面する様々な問題にも精力的に取り組んで参ります。

4月には統一地方選挙が行われます。皆様のお役に立ち中野の区政改革に誠実に取り組む議員を、多数区議会に送り込むべく、全力で頑張っ参ります。是非、皆様の一層のご指導ご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。末筆ながら、皆様のご健勝ご多幸を心よりお祈り申し上げます。



平成22年都議会第四回定例会、開催。

11月30日から12月15日まで、平成22年東京都議会第四回定例会が開催されました。

今議会では、付帯決議を付した「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」ほか知事提出議案79件と21年度決算2件、議員提出議案として「行政書士への行政不服申立手続の代理権付与に関する意見書」など意見書7件、決議1件が可決され、都議会民主党は全議案に賛成しました。

吉田康一郎は、12月8日、一般質問に立ち、沖ノ鳥島への自衛隊の常駐、朝鮮学校への補助の中止、青少年健全育成条例改正案の適正な運用などを求めました。(2~4頁に要旨を掲載)

□ 青少年健全育成条例改正案 付帯決議を付し、可決

今回提案された改正案は、6月に否決された旧案が成人をも過剰に規制するものとの都議会民主党の指摘を受け、大幅に改められました。それでも懸念される点はまだ残り、学識者や関係者から反対の声が上がりました。

民主党は、代表質問、吉田康一郎の一般質問、総務委員会での各委員の質疑、と真摯な検討を重ね、審議会の改善や条例の適正な運用を求め付帯決議を付して賛成し、可決しました。■

□ 都、朝鮮学校への補助を中止 22年度分補助金交付の適用除外に

12月8日、吉田康一郎は、一般質問を行い、北朝鮮の指導下で著しい偏向教育を行っている朝鮮学校への補助の削除を求めました。

石原知事は、朝鮮学校で北朝鮮の拉致や砲撃等を正当化する教育をしているならば看過できない、補助金に関する都議会の議論を踏まえて判断すると答弁。都は、21日、都内の朝鮮学校10校を平成22年度分の補助金交付の適用除外とし、約2400万円の交付を中止しました。■



沖ノ鳥島の保全と開発を進めよ

去る9月8日の尖閣諸島事件は、中国の貪欲で独善的で暴力的な本質を明らかにし、この脅威への備えが急務であることを明確に示しました。吉田康一郎は、尖閣諸島に匹敵する戦略的要衝である沖ノ鳥島の保全と開発の必要性について質しました。

吉田 去る9月の沖縄尖閣諸島をめぐる問題は、多くの日本人に衝撃を与え、厳しい国際社会の現実、特に我が国の隣に台頭した共産党一党独裁の中国という国が、貪欲で独善的で暴力的な、今や覇権主義を隠そうともしない異様な国なのだということに目覚めさせた。

中国は、国際社会のルールを無視し、我が国固有の領土である尖閣諸島の領有権を主張し、謝罪と賠償を要求し、レアアースを止め、民間企業の社員を不当に逮捕拘留するなど、傍若無人の限りを尽くした。

善意や友好姿勢だけでは、到底、日本の国土と国民を守ることができないことを思い知らされたのである。

都議会民主党は、9月29日、政府に申入れを行った。

尖閣諸島の民有地を買い上げ、国有地として灯台や警戒監視レーダーなど、構造物を設置すること。尖閣諸島及び沖ノ鳥島に居住可能な宿舍、設備を建設し、自衛隊員を常駐させること。レアアースなど戦略資源の備蓄を進め、輸入先の分散を図ること。食料の輸入先の分散を図るとともに、国内自給率の向上に努めること。国内水源林が外国人の手に渡らないよう法整備を進めることなど、7項目である。

1974年、中国は南シナ海の当時南ベトナムが支配していた西沙諸島の永楽諸島を軍力で占領した。88年には、南沙諸島の赤瓜礁に駐留していたベトナム軍を全滅させ、6カ所の珊瑚礁を占領した。94年には、南沙諸島のフィリピンが領有権を主張していたミスチーフ礁に、漁民の避難所と称して軍事施設を設置し、99年までに恒久軍事施設を建設した。

今では中国は、南シナ海は全て我が海だと主張している。東シナ海でも、ガス田の開発を進め、尖閣諸島に手をかけつつ、まだ手の届かない沖ノ鳥島を岩だと主張し、我が国の権益を否定している。

沖ノ鳥島は日本の最南端にあり、豊かな漁業資源、鉱物エネルギー資源が眠る広大な42万km²の排他的経済水域を有する戦略的要衝である。知事は、その重要性を認識し、周辺での漁業活動を支援しつつ国に取組みを促してきた。本年6月、いわゆる沖ノ鳥島保全法が成立した。今後は、国が沖ノ鳥島に港湾施設などの整備を進めていくことになる。

国際海洋法条約は、満潮時に海上に露出している岩は領土であり、その周辺12海里の海域は領海だと規定している。更に、人が居住しているか、恒常的に経済活動を実施している場合は島であり、排他的経済水域

と大陸棚の権利を主張できると規定している。

中国は、沖ノ鳥島は岩だと主張し、我が国に無断で周辺海域の調査活動を進めてきた。中国自身は、南シナ海で珊瑚礁内の小さな岩に、高床式の掘立て小屋を作って兵士を住ませ、条約の条件を満たしていると主張し次々に拠点化を進めている。これらの岩の中には、満潮時には海面下に沈み陸地と認められないものもあると指摘されている。つまり国際法無視である。

沖ノ鳥島には、まず自衛隊員が常駐し、港湾施設や海洋温度差発電施設などを早急に建設し、居住と経済活動の実態を整えるべきである。

沖ノ鳥島は南北約1.7km、東西約4.5km、南鳥島より一回り大きく4kmの滑走路を収められる環礁である。速やかに滑走路も整え、我が国の海洋開発と安全保障を担う最前線の拠点として発展させていくべきである。

尖閣諸島に匹敵する要衝である沖ノ鳥島の重要性に鑑み、島を所管する都は、更に国に取組みを促し連携し、あらゆる努力をするべきである。

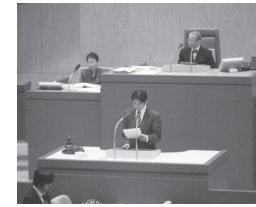
石原知事 尖閣諸島にまつわる中国政府の振る舞いは言語道断であるが、我が国政府の対処も非常に奇異なものであり、スプラトリーや西沙諸島で被害を受けている国々からは、日本に対する信頼を著しく失いかねないものであった。

沖ノ鳥島についても、守るか守らないかは、政治の決意と覚悟にかかっている。沖ノ鳥島は、アメリカの戦略基地であるグアムと沖縄を結ぶ真ん中にある戦略的要衝である。その周りに中国の調査船が出没しているのは、西太平洋における覇権のため、潜水艦を展開させるための調査である。

私は、小笠原島漁協による沖ノ鳥島での操業を支援し、都で船を造り、魚礁を造り、漁獲が上がるようになったので、日本の漁船が頻繁に行くようになった。それが一つの抑止力になっている。

沖ノ鳥島は浅い環礁であり、埋め立てて飛行場をつくるのは至難であるが、日本には優秀な対潜哨戒の飛行艇がある。既存の建築物を活用し、燃料基地をつくり人員を配備することで、対潜哨戒の大事な基地になり得る。ぜひそれを私からも建言するが、吉田さんからも民主党政府に建言して頂きたい。

質疑の全文は吉田康一郎ホームページに掲載しています。
<http://k-yoshida.jp/index.html>



朝鮮学校への公金補助を中止せよ

核開発を進め日本人拉致が続いている北朝鮮の指導下で、著しい虚偽・偏向教育を行っている朝鮮学校について、吉田康一郎は、都の補助金支出の中止を求めました。都は、21日、朝鮮学校を補助金交付の適用除外とすることを決めました。

吉田 公安調査庁は、「内外情勢の回顧と展望（平成22年1月）」の中で、「朝鮮人学校の思想教育について」と題し、次のように記述している。

「朝鮮総聯は、朝鮮人学校での民族教育を愛族愛国運動の生命線と位置づけており、学年に応じた授業や課外活動を通して、北朝鮮、朝鮮総聯に貢献し得る人材の育成に取り組んでいる。」

「例えば高級部生徒用教科書『現代朝鮮歴史』では、北朝鮮の発展ぶりや金日成総書記の先軍政治の実績を称賛しているほか、朝鮮総聯の活動成果などを詳しく紹介している。朝鮮総聯は、このほか、教職員や初級部4年生以上の生徒を、それぞれ朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟や在日本朝鮮青年同盟に所属させ、折に触れ金総書記の偉大性を紹介する課外活動を行うなどの思想教育を行っている。」

また、報道によれば、朝鮮学校の教員の人事権は金総書記が握っている。朝鮮学校校長は、朝鮮総聯内の最重要幹部である中央委員でなければならない。中央委員の人事は、金総書記の決裁が必要とされる。

また、朝鮮労働党の元幹部の張真晟氏は、朝鮮学校で使用されている教科書は、日本の朝鮮大で作成された草案が北朝鮮に送られ、修正された上で、金総書記が目を通してサインして決裁すると明言している。

先般、公安調査庁が提出した答弁書が閣議決定された。同答弁書によると、総聯と朝鮮学校は密接な関係にあり、学校の教育内容や財政、人事に影響を及ぼしている。もとより総聯は、北朝鮮が自らの出先機関として取り扱っている。

朝鮮学校で行われている教育は、金日成、金正日を極端に神格化し、朝鮮戦争や北朝鮮のテロなどを全て韓国や米国の責任とするなど、著しい虚偽の偏向教育である。特に拉致問題については、『現代史の教科書』で「2002年9月、朝日平壤宣言発表以後、日本当局は拉致問題を極大化し、反共和国、反総聯、反朝鮮人騒動を大々的に繰り広げることで、日本社会には極端な民族排他主義の雰囲気醸成されていた」とだけ記し、金正日が拉致を認めて謝罪したことや、朝鮮総聯が拉致はでっち上げだと強弁してきたことに謝罪したことを全く取り上げず、家族らの被害者救出への努力を「反朝鮮人騒動」「民族排他主義」だと非難している。

このような朝鮮学校の教育が、教育基本法第2条の教育の目標「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に

寄与する態度を養うこと」、北朝鮮人権法第2条「国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題を解決するため、最大限の努力をするものとする」に明白に違反しており、公的補助には適さないという議論が与党民主党内を含め多数出ているのは当然である。

また、朝鮮学校が、実質的に日本の「公の支配」ではなく、北朝鮮の支配に属していることは明白である。

都は昨年度、2357万円の補助金を都内の朝鮮学校に支出している。9月7日、知事は、拉致被害者家族会の飯塚繁雄代表がこの見直しを要請したことに対し、「家族の心中を察するに余りある。反日教育を今でもやっている学校に日本人の学校並みに手当を出すなど外国では考えられない。都は考え直す」と明言した。

政府は、高校無償化事業について、北朝鮮への制裁等を理由に、朝鮮学校への適用を先延ばししてきたが、11月5日、教育内容を問わずに適用を決めるという理解し難い基準を文部科学大臣名で公表する一方、公金補助の決定前に、拉致問題に関する部分など明らかにおかしい教科書記述の改善を求めるとした。

しかし11月23日、北朝鮮が韓国に無差別砲撃を行ったことを受け、手を停止した。この砲撃についても、朝鮮学校では、「砲撃は南から始めた」「韓国の民間人に死者が出ているというのはでっち上げだ」との教育を行うよう、総連から指示が出ているとのことである。

このような現状を踏まえ、都の来年度予算の中で、朝鮮学校への補助を全額削除すべきと考える。

石原知事 北朝鮮は、未だ解決の道筋が見えない拉致問題を初め、先日の韓国の延坪島への砲撃など、その行動は常軌を逸し、言語道断である。それを正当化するような教育も朝鮮学校で行なわれているとすれば看過できない問題であり、日本に在住しながら、子弟に自分が在住している国に敵意を持つような教育が続いているならば、決して好ましい存在とはいえない。

平成23年度予算については、現在編成段階にあり、朝鮮学校への補助金の扱いに関しては然るべき時期に判断するが、補助金は都議会の要望を受けて創設された経緯があり、まず議会でしっかりと議論して頂き、その議論を踏まえながら、都として判断していきたい。

質疑の全文は吉田康一郎ホームページに掲載しています。
<http://k-yoshida.jp/index.html>